

第1回嬉野市議会定例会議案

令和2年2月28日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
1	令和2年2月28日	専決処分（第1号）の報告について	1
2	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	3

議案番号	提出年月日	議案名	頁
1	令和2年2月28日	行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について	10
2	〃	水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について	12
3	〃	嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例について	14
4	〃	嬉野市ふれあい広場条例について	17
5	〃	嬉野市大草野防災広場条例について	20
6	〃	嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例について	24
7	〃	嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例について	27
8	〃	嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	29
9	〃	嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について	31
10	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	33
11	〃	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	35
12	〃	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	37
13	〃	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について	40
14	〃	嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について	42
15	〃	嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について	44
16	〃	第2期嬉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	別冊
17	〃	令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）	〃
18	〃	令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
19	〃	令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
20	令和2年2月28日	令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）	別冊
21	〃	令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）	〃
22	〃	令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）	〃
23	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
24	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
25	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）	〃
26	〃	令和2年度嬉野市一般会計予算	〃
27	〃	令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
28	〃	令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
29	〃	令和2年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
30	〃	令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
31	〃	令和2年度嬉野市浄化槽特別会計予算	〃
32	〃	令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計予算	〃
33	〃	令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計予算	〃
34	〃	令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計予算	〃

報告第1号

専決処分（第1号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和2年 2月28日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和2年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和元年度 防災広場トイレ設置工事	塩田町大字 大草野地内	11,055,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R01年11月15日	R01年11月15日 ～ R02年3月23日
2	新幹線・まちづくり課	令和元年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業 嬉野総合運動公園梅林園階段改修工事	嬉野町大字 下宿地内	13,530,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	R01年11月19日	R01年11月19日 ～ R02年3月19日
3	新幹線・まちづくり課	令和元年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業 嬉野総合運動公園照明灯改修工事	嬉野町大字 下宿地内	4,004,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲480-2 (株)松尾電機 代表取締役 松尾 一弘	R01年11月19日	R01年11月19日 ～ R02年2月28日
4	新幹線・まちづくり課	令和元年度 市道新幹線嬉野温泉駅3号線照明施設設置工事 (基礎設置工)	嬉野町大字 下宿地内	17,930,000	指名競争 入札	武雄市東川登町大字永野字大坪1000-3 (株)佐電工 武雄営業所 所長 古賀 大八郎	R01年11月22日	R01年11月22日 ～ R02年2月28日
5	新幹線・まちづくり課	令和元年度 市道新幹線嬉野温泉駅2号線他照明施設設置工事 (照明灯設置工)	嬉野町大字 下宿地内	13,420,000	指名競争 入札	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 花島 光喜	R01年11月22日	R01年11月22日 ～ R02年2月28日
6	新幹線・まちづくり課	令和元年度 嬉野市都市公園遊具撤去工事	嬉野市内	2,442,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	R02年1月27日	R02年1月27日 ～ R02年3月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	新幹線・まちづくり課	令和元年度(30線)市道新幹線嬉野温泉駅2号線他歩道舗装工事	嬉野町大字下宿地内	8,690,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	R02年1月28日	R02年1月28日 ～ R02年3月23日
8	文化・スポーツ振興課	嬉野市社会文化会館地下ピット内照明器具取替工事	嬉野市社会文化会館内	1,457,500	随意契約	武雄市東川登町大字永野字大坪1000-3 (株)佐電工 武雄営業所 所長 古賀 大八郎	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月25日
9	建設・農林整備課	元改第9号市道下野線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	4,840,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字不動山丙1305 (有)サンブ工業 代表取締役 山口 健児	R01年11月25日	R01年11月25日 ～ R02年2月28日
10	建設・農林整備課	元改第10号市道大牟田線道路改良工事	塩田町大字真崎地内	7,260,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年12月5日	R01年12月5日 ～ R02年3月6日
11	建設・農林整備課	元改第11号市道長野線道路改良工事	嬉野町大字不動山地内	6,875,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	R01年12月10日	R01年12月10日 ～ R02年3月6日
12	建設・農林整備課	元改第12号市道丹生川線道路改良工事	嬉野町大字不動山地内	4,037,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320-2 (有)井手造園土木 取締役 井手 勝広	R01年12月17日	R01年12月17日 ～ R02年3月6日
13	建設・農林整備課	元改第13号市道南志田線道路改良工事	塩田町大字久間地内	4,642,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	R01年12月18日	R01年12月18日 ～ R02年3月13日
14	建設・農林整備課	元年災第102号市道万才堤ノ上線 道路災害復旧工事	塩田町大字久間地内	2,090,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	R01年12月18日	R01年12月18日 ～ R02年2月28日
15	建設・農林整備課	元単災第12号市道北下久間塩吹線災害復旧工事	塩田町大字馬場下地内	3,300,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	R01年12月23日	R01年12月23日 ～ R02年2月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和2年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	建設・農林 整備課	元改第14号 市道丸山線道路改良工事	塩田町大字 谷所地内	4,213,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字谷所甲4435 小森建設 小森 隆昭	R02年1月9日	R02年1月9日 ～ R02年3月13日
17	建設・農林 整備課	令和元年度 土地改良施設維持管理適正化事業 山三郎ため池浚渫工事	嬉野町大字 下宿地内	7,535,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	R02年1月9日	R02年1月9日 ～ R02年3月13日
18	建設・農林 整備課	令和元年度 農林地崩壊防止事業 北志田地区工事	塩田町大字 久間地内	2,706,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R02年1月9日	R02年1月9日 ～ R02年3月13日
19	建設・農林 整備課	令和元年度 農林地崩壊防止事業 北志田2地区工事	塩田町大字 久間地内	1,452,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	R02年1月30日	R02年1月30日 ～ R02年3月23日
20	建設・農林 整備課	令和元年度 県単林道事業 林道多良岳横断線区画線設置工事	嬉野町大字 吉田地内	1,320,000	指名競争 入札	小城市小城町池上1844-1 ロードラン(株) 代表取締役 藤原 周太郎	R01年12月23日	R01年12月23日 ～ R02年2月28日
21	建設・農林 整備課	平成31年災 209-1号 南志田農地災害復旧工事	塩田町大字 久間地内	2,948,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	R02年1月7日	R02年1月7日 ～ R02年3月13日
22	建設・農林 整備課	平成31年災 209-2号 堤ノ上農地災害復旧工事	塩田町大字 久間地内	1,892,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R02年1月9日	R02年1月9日 ～ R02年3月13日
23	建設・農林 整備課	平成31年災 209-101号 南志田水路災害復旧工事	塩田町大字 久間地内	1,694,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	R02年1月7日	R02年1月7日 ～ R02年3月13日
24	建設・農林 整備課	平成31年災 209-102号 茅場ため池災害復旧工事	塩田町大字 大草野地内	2,761,000	指名競争 入札	嬉野市塩日町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	R02年1月9日	R02年1月9日 ～ R02年3月13日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和2年第1回定例会								
25	建設・農林整備課	令和元年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 馬場下排水機場機械設備補修工事	塩田町大字 馬場下地内	2,970,000	指名競争 入札	佐賀市唐人2丁目5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	R02年1月8日	R02年1月8日 ～ R02年3月19日
26	建設・農林整備課	令和元年度 農業基盤整備促進事業 一本松農道舗装工事	塩田町大字 久間地内	2,827,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R01年11月26日	R01年11月26日 ～ R02年2月14日
27	環境下水道課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-104号浄化槽設置工事	嬉野町大字 下宿地内	4,114,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R02年1月28日	R02年1月28日 ～ R02年3月13日
28	教育総務課	防災機能強化事業 轟小学校屋内運動場照明器具改修工事	轟小学校内	8,800,000	指名競争 入札	武雄市武雄町大字永島15461 (株)有明電設 武雄営業所 所長 原 広和	R01年11月15日	R01年11月15日 ～ R02年2月28日
29	教育総務課	街なみ環境整備事業 塩田町分道路美装消火栓設置工事	塩田町大字 馬場下地内	2,849,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年12月6日	R01年12月6日 ～ R02年3月13日
30	教育総務課	街なみ環境整備事業 塩田町分道路美装工事	塩田町大字 馬場下地内	26,180,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R01年12月11日	R01年12月11日 ～ R02年3月13日
31	教育総務課	塩田中学校 普通教室棟改修工事	塩田中学校 内	9,350,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下丙182 (有)湯谷建設 代表取締役 湯谷 和也	R02年1月10日	R02年1月10日 ～ R02年3月31日
32	水道課	祇園配水池配水流量計更新工事	嬉野町大字 吉田地内	2,447,500	随意契約	福岡県福岡市博多区千代4-1-33 新川電機(株)九州支社 支社長 桐野 要治	R01年11月26日	R01年11月26日 ～ R02年1月24日
33	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(1工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,884,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月15日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和2年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
34	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(2工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,851,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
35	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(3工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,719,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
36	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(4工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,851,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
37	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(5工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,793,800	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
38	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(6工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,779,500	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
39	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(7工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,653,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
40	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(8工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,697,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
41	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(9工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,631,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日
42	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(10工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,730,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年12月20日	R01年12月20日 ～ R02年3月16日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和2年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
43	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(11工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,840,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年12月20日 ～ R02年3月16日	
44	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(12工区)工事	塩田町大字 馬場下、大 字五町田地 内	4,750,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	R01年12月20日 ～ R02年3月16日	
45	水道課	岩ノ下浄水場 サイフォンフィルター自動弁更新工事	嬉野町大字 吉田地内	1,450,000	随意契約	福岡県福岡市博多区博多駅中央街1-1 (株)神鋼環境ソリューション 九州支社長 長谷川 収	R01年12月25日 ～ R02年3月13日	
46	水道課	市道下野線 配水管布設替(1工区)工事	嬉野町大字 下野地内	3,982,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	R01年12月24日 ～ R02年2月28日	
47	水道課	市道下野線 配水管布設替(2工区)工事	嬉野町大字 下野地内	4,191,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	R01年12月24日 ～ R02年2月28日	
48	水道課	市道下野線 配水管布設替(3工区)工事	嬉野町大字 下野地内	4,136,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島 正浩	R01年12月24日 ～ R02年2月28日	
49	水道課	市道下野線 配水管布設替(4工区)工事	嬉野町大字 下野地内	4,180,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	R01年12月24日 ～ R02年2月28日	
50	水道課	市道下野線 配水管布設替(5工区)工事	嬉野町大字 下野地内	4,125,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	R01年12月24日 ～ R02年2月28日	
51	水道課	県道嬉野川棚線 道路改良に伴う、配水管仮設工事	嬉野町大字 不動山地内	6,160,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R02年1月15日 ～ R02年3月13日	

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
52	水道課	旧中通浄水場 施設解体工事	塩田町大字久間地内	19,305,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	R02年1月15日	R02年1月15日 ～ R02年3月19日
53	水道課	旧赤仁田浄水場 施設解体工事	嬉野町大字吉田地内	4,620,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	R02年1月15日	R02年1月15日 ～ R02年3月19日
54	水道課	国道34号 配水管布設替工事	嬉野町大字下宿地内	4,180,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	R02年1月10日	R02年1月10日 ～ R02年2月28日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第1号

行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 行政嘱託員制度の廃止に伴い、条例を制定する必要がある。

行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第1条 嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例（平成25年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「嬉野市行政嘱託員会」を「嬉野市行政区長会」に改める。

(嬉野市健康づくり推進協議会条例の一部改正)

第2条 嬉野市健康づくり推進協議会条例（平成25年嬉野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「行政嘱託員」を「行政区長」に改める。

(嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例の一部改正)

第3条 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例（平成25年嬉野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「嬉野市行政嘱託員会」を「嬉野市行政区長会」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第2号

水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 水道事業の廃止に伴い、条例を制定する必要がある。

水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(嬉野市職員定数条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに水道事業」を削る。

第2条第1号中「184人」を「192人」に改め、同条第7号を削る。

(嬉野市下水道条例の一部改正)

第2条 嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「嬉野市水道事業」を「水道水」に改め、同条第2項中「嬉野市水道事業以外」を「水道水以外」に、「嬉野市水道事業の水」を「水道水」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号

嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例について

嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例を別紙のように制定する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市公共施設等管理計画策定委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、
条例を制定する必要がある。

嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例

(設置)

第1条 本市が所有する公共施設等（以下「公共施設等」という。）を長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するための計画の策定及び見直し等を行うため、嬉野市公共施設等管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 公共施設等の管理計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等に関し必要な事項
- (3) その他前2号に掲げる事項に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に定める市長への報告が終了するまでの期間とする。

2 委員は、再委嘱されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

嬉野市ふれあい広場条例について

嬉野市ふれあい広場条例を別紙のように制定する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市ふれあい広場を設置するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市ふれあい広場条例

(設置)

第1条 市民及び観光客でふれあい広場を利用するもの(以下「利用者」という。)に憩いと交流の場を提供することにより、まちなかのにぎわいを創出するとともに、中心市街地の活性化に資するため、ふれあい広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯遊広場	嬉野市嬉野町大字下宿乙822番地1
湯けむり広場	嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地98
湯宿広場	嬉野市嬉野町大字下宿乙2185番地
新湯広場	嬉野市嬉野町大字下宿乙730番地17
まちなか広場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1005番地8

(行為の制限)

第3条 広場内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真撮影をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 広場をその用途以外に利用することを目的とする集会を行うこと。

2 市長は、利用者の広場利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可に広場の管理上必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 広場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 指定された場所以外へ車両等を持ち入れ、駐車し又は係留すること。
- (5) 火気を使用すること(イベント等の使用で市長の許可を受けた者を除く。)

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合、施設の管理運営上制限を必要とする場合、及び広場に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第3条第1項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例に基づく処分に違反した者
- (2) 第4条の規定に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する必要な措置をとることができる。

- (1) 広場の保全又は利用者の利用に著しい支障が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、広場の施設又は設備に損害を与えた場合は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

嬉野市大草野防災広場条例について

嬉野市大草野防災広場条例を別紙のように制定する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市大草野防災広場を設置するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市大草野防災広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、嬉野市大草野防災広場に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 災害発生時の災害廃棄物仮置場又は平常時の災害各種訓練用地として位置付け、災害時の復旧の迅速化を図るとともに災害に備える意識の醸成を目的とし、嬉野市大草野防災広場（以下「防災広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 防災広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	嬉野市大草野防災広場
位 置	嬉野市塩田町大字大草野甲 1240番地、1241番地、1251番地、1252番地、1253番地、1254番地、1256番地、1362番地2、1372番地2、1374番地、1377番地2

(防災広場の利用)

第4条 防災広場は、第2条に規定する設置目的に資するもののほか、平常時の市民の健康増進と憩いの広場として利用する。

2 防災広場を使用する者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第5条 防災広場の使用料は、無料とする。

(管理)

第6条 防災広場は、常に良好な状態において管理し、効率的に運営しなければならない。

(禁止行為)

第7条 防災広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とした物品の販売及び興行を行うこと。
- (2) 市長の承認を受けずに常設駐車場以外に車両を駐車し、又は乗り入れること。
- (3) たき火をすること又は市長の承認を受けずに火気を使用すること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を行うこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すること。

(6) 静穏を害し、又は他人の迷惑になること及び他人に危険を及ぼすことを行うこと。

(7) 野営をすること。

(8) 行商、募金その他これに類する行為を行うこと。

(9) 張り紙、張り札又は広告を表示すること。

(10) 樹木を伐採し、又は採取すること。

(11) 防災広場を損傷し、又は汚損すること。

(12) 他の利用者の利用を妨げること。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) この条例及びこれに基づく規則等に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか管理上支障があるとき。

(遵守事項)

第9条 防災広場を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 災害対策の措置が講じられたときは、直ちに利用を中止すること。

(2) 第7条に規定する行為を行わないこと。

(3) 利用後は、環境美化に努め、ごみ等を持ち帰ること。

(4) 防災広場を損傷し、又は汚損した場合は、直ちに市長に申し出て指示を受けること。

(5) その他防災広場を保全し、他の利用者の危険を防止し、又は他人の迷惑にならないようにするため、市長が指示する事項に従うこと。

(損害賠償)

第10条 利用者は、防災広場の施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、防災広場の管理運営に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例について

嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例を別紙のように制定する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 嬉野温泉駅周辺整備事業に係る事業者を公平かつ適正に選定するため、嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事業者の公募に関する事項
- (2) 事業者選定基準に関する事項
- (3) 提案内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 事業予定者及び次点者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日から第2条に定める事務が終了した日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市人権尊重に関する条例（平成19年嬉野市条例第34号）の一部を別紙の
ように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の施行に
伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市人権尊重に関する条例（平成19年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第3項中「障害があること」を「障がい」に改め、第4項の次に次の1項を加える。

国は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」を制定しており、嬉野市においても、人権尊重を推進するための更なる取組が求められている。

第2条中「及び県」を「、県、関係機関及び関係団体」に改める。

第4条中「人権教育」を「人権・同和教育」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政不服審査関係手数料条例（平成28年嬉野市条例第2号）及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例（平成18年嬉野市条例第25号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(嬉野市行政不服審査関係手数料条例の一部改正)

第1条 嬉野市行政不服審査関係手数料条例(平成28年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

(嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 嬉野市固定資産評価審査委員会条例(平成18年嬉野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について

嬉野市印鑑条例（平成18年嬉野市条例第13号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例

嬉野市印鑑条例(平成18年嬉野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第5条第2項中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))」を加える。

第6条第2項中「(これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に伴い、夏季休暇の拡充を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に、「3日」を「5日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 航空写真及び地籍集成図の交付並びに土地台帳の閲覧を廃止し、公簿又は図面の写しの交付について、より明確に表示するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

20	土地台帳閲覧(1枚に5筆まで記入)	1枚につき	300円
21	名寄せ帳の写し	1枚につき	300円
22	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
23	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
24	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
25	その他諸証明	1件につき	300円

」を「

20	名寄せ帳の写し	1枚につき	300円
21	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
22	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
23	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
24	その他諸証明	1件につき	300円

」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

手数料の種類		手数料の額	
1	公簿又は図面の閲覧	1件につき	300円
2	公簿又は図面の写しの交付	座標値 1筆につき	300円
		基準点 1点につき	
		図根点 1路線につき	
		その他 1枚につき	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国民健康保険税の税率を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.5」を「100分の10.15」に改める。

第5条中「26,100円」を「25,900円」に改める。

第5条の2第1号中「38,600円」を「40,600円」に改め、同条第2号中「19,300円」を「20,300円」に改め、同条第3号中「28,950円」を「30,450円」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.95」に改める。

第7条中「5,400円」を「6,600円」に改める。

第7条の2第1号中「8,200円」を「10,600円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「5,300円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「7,950円」に改める。

第8条中「100分の2.5」を「100分の2.47」に改める。

第9条中「9,400円」を「9,900円」に改める。

第9条の2中「5,100円」を「5,500円」に改める。

第23条第1号ア中「18,270円」を「18,130円」に改め、同号イ（ア）中「27,020円」を「28,420円」に改め、同号イ（イ）中「13,510円」を「14,210円」に改め、同号イ（ウ）中「20,265円」を「21,315円」に改め、同号ウ中「3,780円」を「4,620円」に改め、同号エ（ア）中「5,740円」を「7,420円」に改め、同号エ（イ）中「2,870円」を「3,710円」に改め、同号エ（ウ）中「4,305円」を「5,565円」に改め、同号オ中「6,580円」を「6,930円」に改め、同号カ中「3,570円」を「3,850円」に改め、同条第2号ア中「13,050円」を「12,950円」に改め、同号イ（ア）中「19,300円」を「20,300円」に改め、同号イ（イ）中「9,650円」を「10,150円」に改め、同号イ（ウ）中「14,475円」を「15,225円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「3,300円」に改め、同号エ（ア）中「4,100円」を「5,300円」に改め、同号エ（イ）中「2,050円」を「2,650円」に改め、同号エ（ウ）中「3,075円」を「3,975円」に改め、同号オ中「4,700円」を「4,950円」に改め、同号カ中「2,550円」を「2,

750円」に改め、同条第3号ア中「5,220円」を「5,180円」に改め、同号イ(ア)中「7,720円」を「8,120円」に改め、同号イ(イ)中「3,860円」を「4,060円」に改め、同号イ(ウ)中「5,790円」を「6,090円」に改め、同号ウ中「1,080円」を「1,320円」に改め、同号エ(ア)中「1,640円」を「2,120円」に改め、同号エ(イ)中「820円」を「1,060円」に改め、同号エ(ウ)中「1,230円」を「1,590円」に改め、同号オ中「1,880円」を「1,980円」に改め、同号カ中「1,020円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第13号

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市体育館を廃止することに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の表嬉野市体育館の項を削る。

第5条第3号中「前2項」を「前2号」に改める。

第11条中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

第16条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第19条第2項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2の1の項備考1中「消費税法」の次に「（昭和63年法律第108号）」を、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同表を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（嬉野市中央体育館駐車場条例の一部改正）

2 嬉野市中央体育館駐車場条例（平成30年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「、嬉野市体育館」を削る。

議案第14号

嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について

嬉野市文化財保護審議会条例（平成18年嬉野市条例第93号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市文化財保護審議会に専門の事項を調査研究するための部会を設置するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市文化財保護審議会条例（平成18年嬉野市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（部会）

第8条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、その結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について

嬉野市うれしの茶交流館条例（平成29年嬉野市条例第23号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料の変更等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例

嬉野市うれしの茶交流館条例（平成29年嬉野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「管理」の次に「運営」を加える。

第7条第5号中「管理」の次に「運営」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) その利用が館内において、営利を目的とするとき。

第8条中「管理」の次に「運営」を加える。

第10条第1項中「参加する者」の次に「及び施設を使用する者」を加える。

第11条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催し、又は共催する行事に使用するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共事業の用に供するため使用するとき。

(3) 地震、火災、水害等の災害の発生により、応急収容施設として使用させるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第12条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条を第16条とする。

第14条第5号中「管理」の次に「運営」を加え、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第3項中「使用料」の次に「及び第11条の規定中「使用料」」を加え、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(販売手数料)

第12条 販売手数料は、売上高の30パーセントの範囲内で市長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第16条関係）

体験料	区分	個人	団体	備考	
	お茶の淹れ方教室	300円/人	200円/人		団体は20人以上の場合
	うれしの温泉茶染め体験	1,500円/人	1,000円/人		
	茶摘み体験	600円/人	400円/人		
	釜炒り体験	1,000円/人	700円/人		
	茶摘み・釜炒り体験	1,500円/人	1,000円/人		
施設 使用料	区分			使用料	
	体験室（電源込）			330円/時間	
	研修室（電源込）			330円/時間	
	喫茶ルーム	全体使用（開館時間内）		1,650円/時間	
		全体使用（開館時間外）		2,750円/時間	
		電源利用（持込機器1台当たり）		110円/日	
	冷暖房使用料（体験室・研修室）			110円/時間	
	交流館前広場	一括使用（500㎡ごと）		5,500円/日	
店舗として使用		1,650円/店舗			

備考

- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づ

く地方消費税の額を含む。

- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない場合の利用時間は、1時間とする。
- 3 「一括使用」とは、うれしの茶交流館駐車場を除く広場（最大2,000㎡）を使用する場合をいう。連続して使用することができる日数は最長3日までとし、その場合の使用料は1日分の使用料の150%を上限とする。使用面積が500㎡以下の場合も、使用料は500㎡分とする。
- 4 「店舗として使用」とは、おおむね10㎡以下で店舗として使用する場合をいう。
- 5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、この端数を切り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。